

## 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 県は軽費老人ホームを設置する社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により埼玉県知事の許可を受けた法人（以下「補助事業者」という。）、が入居者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合には、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成20年5月30日付け老発0530002号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日付け老発第0530003号）（以下「設備運営基準等」という。）に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用のうち、補助事業者が減免した経費とする。

2 前条及び前項のサービスの提供に要する費用とは次に掲げるものに充当する経費をいう。職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、本部経理区分繰入金

3 この補助金は、次に掲げる経費については、補助対象としない。

(1) 施設整備に係る経費、固定資産の価値が増加するような改良、拡張に係る経費並びに借入金の元金及び利息の償還に要する経費

(2) その他施設運営のためのサービスの提供に要する費用として認められない経費

### (補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、次のとおりとする。

サービスの提供に要する費用実支出額と設備運営基準等に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額（以下「サービスの提供に要する費用基準額」という。）とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（以下「サービスの提供に要する費用本人徴収額」という。）を控除して得た額（以下「減免額」という。）。

### (申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、1部を毎年度別途通知する日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

(1) 当該年度の歳入歳出予算書

(2) 軽費老人ホームにおける利用料（サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。）の額を明らかにした当該施設の利用規程

- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 この補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には様式第4号により、毎年度別途通知する日までに知事に提出しなければならない。  
(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号又は様式第5号のとおりとする。  
(補助金の支払い方法)

第6条 知事は、補助金の交付について必要があると認めた場合には、4回以内の概算払いを行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の概算交付を受けようとするときは、様式第3号(1)又は第3号(2)の県費補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。  
(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。  
(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、1部を当該年度の3月31日(規則第6条第1項3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から15日以内)までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、補助金等の交付の決定に係る当該年度の歳入歳出決算書及び軽費老人ホームにおける利用料(サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。)の額を明らかにした当該施設の入所要綱を添付しなければならない。  
(交付確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。  
(書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項の調書、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。但し、平成13年1月5日までの間にあっては、第1条第2項中「厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生労働省令第6号)」とあるのは、「厚生省所管補助金等交付規則(昭和31年厚生省令第30号)」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

法人代表者氏名

下記により、年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金の交付を受けたいので、補助金等の手続き等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 県費補助金所要額調書 別表1のとおり
- 3 県費補助金所要額内訳書 別表2のとおり

(添付書類)

- 1 歳入歳出予算書抄本 (又は見込書抄本)
- 2 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料 (サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。) の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

法人代表者 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県軽費  
老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概 算 払

3 交付の条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助金の使途が次のいずれかに該当する場合には、補助金の全部またはその一部を返還するものとする。
  - ア 補助金をサービスの提供に要する費用以外に使用したとき
  - イ その他知事の指示に従わないとき又は「埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱」に違反したとき

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

法人所在地

法人名

理事長名

印  
(理事長印)

年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金第 回支払分として、次のとおり支払われたく請求します。

請求額 金 円

<内 訳>

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

受領済額 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

残 額 \_\_\_\_\_ 円

債権者コード

NO



埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

法人所在地

法人名

理事長名

印

(理事長印)

年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金第 回支払分として、次のとおり支払われたく請求します。

請求額 金 円

<内 訳>

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

受領済額 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

残 額 \_\_\_\_\_ 円

下記の銀行口座に振り替えてください。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店

普通・当座

口座NO

フリガナ

口座名義



埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

法人代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金について、次のとおり変更したいので、補助金等の手続き等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- |   |             |         |   |
|---|-------------|---------|---|
| 1 | 当初交付決定額     | 金       | 円 |
| 2 | 変更交付申請額     | 金       | 円 |
| 2 | 県費補助金所要額調書  | 別表1のとおり |   |
| 3 | 県費補助金所要額内訳書 | 別表2のとおり |   |

(添付書類)

- 1 歳入歳出予算書抄本 (又は見込書抄本)
- 2 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料 (サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。) の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程 (但し、交付申請時と同内容であれば省略可)

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金変更交付決定通知書

番 号  
年 月 日

法人代表者 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概 算 払

3 交付の条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助金の使途が次のいずれかに該当する場合には、補助金の全部またはその一部を返還するものとする。
  - ア 補助金をサービスの提供に要する費用以外に使用したとき
  - イ その他知事の指示に従わないとき又は「埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱」に違反したとき

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

法人代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた 年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業が完了したので、補助金の交付手続きに関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 県費補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 県費補助金事業実績額 | 金 | 円 |

様式第7号（1）

年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付額確定通知書

番 号  
年 月 日

法人代表者 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、年 月 日付け 第 号の事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので通知します。

年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付額確定通知書

番 号  
年 月 日

法人代表者 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、年 月 日付け 第 号の事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので通知します。

なお、超過交付となった金 円については、年 月 日までに返還してください。

参考様式

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書（変更）

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

法人代表者氏名

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績額に変更があったので、関係書類を添えて報告します。

記

- |   |                 |         |   |
|---|-----------------|---------|---|
| 1 | 県費補助金事業実績額（変更前） | 金       | 円 |
| 2 | 県費補助金事業実績額（変更後） | 金       | 円 |
| 3 | 県費補助金精算書        | 別表1のとおり |   |
| 4 | 県費補助金精算内訳書      | 別表2のとおり |   |

（添付書類）

- 1 歳入歳出決算書抄本
- 2 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料及びそのサービスの提供に要する費用相当額を明らかにすることができる当該施設の入所要綱等（但し、交付申請時と同内容であれば省略可）